

公 告 第 2 号  
令和 6 年 1 月 10 日

次のとおり一般競争入札に付する。

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大 西 一 史

1 業務内容等

- (1) 委託業務名 令和 6 年度熊本県後期高齢者医療医療費通知作成等業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 入札方法 一般競争入札
- (4) その他の 詳細は入札説明書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第 2 条第 4 号に規定する暴力団等又は第 5 号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (4) 過去 5 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付

入札説明書の交付は、次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和 6 年 1 月 10 日（水）から令和 6 年 1 月 26 日（金）  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで  
(土曜日、日曜日を除く。)
- (2) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所  
熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県市町村自治会館 2 階  
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 給付課 給付班 電話番号 096-288-6050

4 申請書の提出等

本入札の参加希望者は、入札説明書の交付を受けたうえ、入札参加申請書の提出にあわせて入札参加資格を有することを証明するため、入札説明書に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受ける必要がある。提出期間等は、次によるものとする。

- (1) 提出期間 令和 6 年 1 月 10 日（水）から令和 6 年 1 月 26 日（金）  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで  
(土曜日、日曜日を除く。)

- (2) 提出場所 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 給付課 給付班
- (3) 提出方法 上記提出場所へ持参又は郵送（郵送の場合は提出期間内に必着のこと）
- (4) 提出部数 1部

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札、開札の日時及び場所、並びに入札書の提出方法等
  - ① 日時 令和6年2月2日（金）午前10時00分
  - ② 場所 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 会議室
  - ③ 提出方法 上記入札場所へ持参
- (2) 入札書の日付について  
入札書の日付については、入札の日を記入すること。（入札書を記入した日を記入しないこと。）

## 6 その他

- (1) 入札保証金  
入札保証金については、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（以下、「規則」という。）第4条及び第5条の定めるところによるものとする。（抜粋参照）
- (2) 契約保証金  
契約保証金については、規則第28条及び第29条の定めるところによるものとする。  
(抜粋参照)
- (3) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した  
入札は無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、ただちにくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (6) 入札書の記載金額  
入札書記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。  
なお、契約は入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額で行う。
- (7) 入札結果の公表  
入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

(抜粋) 熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

(入札保証金)

第4条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債及び地方債
  - (2) 政府の保証のある債券
  - (3) 広域連合長が確実と認める社債
  - (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
  - (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
  - (6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
  - (7) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証
- 2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させることは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
- 4 第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル國債ノ価格ニ關スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
  - (2) 政府の保証のある債権及び広域連合長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
  - (3) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手小切手金額
  - (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

- (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権額
- (6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証その保証する金額

(契約保証金)

第28条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第1項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

4 前項第2号に規定する金融機関等の保証又は同項第3号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

5 第3項各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国債 第5条第4項第1号に定める金額
- (2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の納付)

第29条 契約担当者は、前条第2項の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合を除き、契約の相手方となるべき者をして、契約確定の日から10日以内に契約保証金又は同条第3項各号に掲げる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供させなければならない。